

指定管理者候補者の選定結果について

東区役所地域課所管のコミュニティ施設について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
新潟市下山コミュニティハウス 新潟市東区下山1丁目121番地	下山地区コミュニティ協議会 代表者 会長 岩瀬 仁司 住 所 新潟市東区下山1丁目121番地
新潟市石山南まちづくりセンター 新潟市東区石山2丁目2番38号	石山南まちづくりセンター管理運営委員会 代表者 会長 嶋田 正章 住 所 新潟市東区石山2丁目2番38号
新潟市大形まちづくりセンター 新潟市東区海老ヶ瀬615番地1	大形地区コミュニティ協議会 代表者 会長 滝澤 莞爾 住 所 新潟市東区海老ヶ瀬615番地1

選定理由等

施設の概要	上記は、市内に設置されたコミュニティ施設のうち、東区役所地域課所管の3施設です。これらの施設には、ホールや会議室等が設置され、地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進する拠点となっています。
指定期間（予定）	令和2年4月1日～令和7年3月31日
募集形態	非公募
指定管理者 申請者 評価会議	<p>評価会議（第1回）</p> <p>委員 若槻 勲 （東山の下地区コミュニティ協議会会長）</p> <p>委員 高橋 まり子 （新潟市中地区公民館運営審議会委員（東区自治協議会委員））</p> <p>委員 白井 俊和 （新潟市東区社会福祉協議会事務局長）</p> <p>評価会議（第2回）</p> <p>委員 岡村 登 （東山の下地区コミュニティ協議会管理運営委員長）</p> <p>委員 高橋 まり子 （新潟市中地区公民館運営審議会委員（東区自治協議会委員））</p> <p>委員 白井 俊和 （新潟市東区社会福祉協議会事務局長）</p>

<p>選定基準・ 評価項目</p>	<p>I 選定基準・評価項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の平等利用の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体について (2) 施設の管理方法 2 施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる <ol style="list-style-type: none"> (3) 事業提案内容 (4) サービス向上に向けた取り組み (5) 要望や苦情への対応 (6) 予算の範囲内での適正な執行 3 事業計画に沿った管理を安定して行う能力 <ol style="list-style-type: none"> (7) 安全確保・災害時の対応 (8) 地域貢献活動 (9) 従事者の雇用・労働条件 (10) 個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守 4 総合評価 <p>II 評価 適・否で評価（個別項目・総合評価）</p>												
<p>評価会議に おける評価</p>	<p>新潟市東区コミュニティ施設指定管理者申請者評価会議では、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった3団体について「適」と評価されました。</p>												
<p>選定理由</p>	<p>評価会議における評価結果をもとに東区役所地域課において検討した結果、申請者は指定管理者としての業務遂行能力を有することから、指定管理者候補者に選定することにしました。</p>												
<p>スケジュール</p>	<table border="0"> <tr> <td>評価会議（第1回）</td> <td>令和元年</td> <td>9月4日</td> </tr> <tr> <td>申請者への説明</td> <td>令和元年</td> <td>9月4日～令和元年9月18日</td> </tr> <tr> <td>指定申請書の受付</td> <td>令和元年</td> <td>9月4日～令和元年9月18日</td> </tr> <tr> <td>評価会議（第2回）</td> <td>令和元年</td> <td>10月3日</td> </tr> </table>	評価会議（第1回）	令和元年	9月4日	申請者への説明	令和元年	9月4日～令和元年9月18日	指定申請書の受付	令和元年	9月4日～令和元年9月18日	評価会議（第2回）	令和元年	10月3日
評価会議（第1回）	令和元年	9月4日											
申請者への説明	令和元年	9月4日～令和元年9月18日											
指定申請書の受付	令和元年	9月4日～令和元年9月18日											
評価会議（第2回）	令和元年	10月3日											

【参考】現指定管理期間の評価

施設名	指定管理者	総評
新潟市下山コミュニティハウス	下山地区コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ協議会が指定管理者として管理運営に努めているが、広報紙で活動紹介を行うなど地域団体が指定管理者として管理運営することで地域活動の中心としてコミュニティ施設が機能している。 ・様々な自主事業に取り組むほか、施設内の管理が行き届いているため、市内コミュニティ施設の中で利用率が高い施設のひとつである。 ・小学生の施設見学の受け入れや地域の子どもの作品を施設に掲示する等、地域の学校・保育園や各種団体との連携も積極的に図られている。 ・指定管理者として優良と評価できる。
新潟市石山南まちづくりセンター	石山南まちづくりセンター管理運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・江南、南中野山両小学校区のコミュニティ協議会から選出された代表者で構成された管理運営委員会で指定管理を行っており、それぞれのコミュニティ協議会の事務所が置かれ、地域活動の中心としての機能を有している。 ・平成26年度の開設以来利用率が上昇しており、市内コミュニティ施設の中でも利用率が高い施設となった。 ・様々な自主事業を実施し多くの参加者を集めているが、部屋別の利用率を分析したり、利用者懇談会でニーズを把握するなど、更なる利用率の向上に取り組んでいる。 ・指定管理者として優良と評価できる。
新潟市大形まちづくりセンター	大形地区コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ協議会が指定管理を行い、地域に密着した運営を行っている。 ・ウオークラリーなどを通じて地域の交流を深めるほか、地域に移管された大形公民館の機能を引き継ぎ、文化祭を開催するなど文化活動の中心としての活動も行っている。 ・意見箱、利用者アンケートだけでなく、年2回の利用者懇談会を開催して利用者のニーズを把握するとともに、新潟県立大学との交流を行うなど地域に根差した施設としての取り組みを行っている。 ・指定管理者として優良と評価できる。

新潟市東区コミュニティ施設指定管理者申請者評価結果

- (a) 新潟市下山コミュニティハウス 【下山地区コミュニティ協議会】
 (b) 新潟市石山南まちづくりセンター 【石山南まちづくりセンター管理運営委員会】
 (c) 新潟市大形まちづくりセンター 【大形地区コミュニティ協議会】

選定基準・評価項目		評価の内容	(a)	(b)	(c)
1 施設の平等利用の確保					
評価項目	(1) 団体について	地域に密着した団体であるか。 新潟市のコミュニティ施策について理解しているか。	適	適	適
	(2) 施設の管理方法	事業計画書に定める施設の管理方法は適切か。	適	適	適
2 施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる					
評価項目	(3) 事業提案内容	事業計画が具体的で実現可能な内容か。 施設や地域にとって有効な事業が計画されているか。	適	適	適
	(4) サービス向上に向けた取り組み	サービス向上に向けた具体的な取り組みが提案されているか。	適	適	適
	(5) 要望や苦情への対応	施設に対する要望や苦情を受けるための仕組みが提案されているか。	適	適	適
	(6) 予算の範囲内での適正な執行	予算の範囲内での適正な執行が見込まれるか。 経費削減の取り組みが具体的に提案されているか。	適	適	適
3 事業計画に沿った管理を安定して行う能力					
評価項目	(7) 安全確保・災害時の対応	利用者の安全確保のための対応が提示されているか。 災害時のマニュアル等が整備されているか。	適	適	適
	(8) 地域貢献活動	地域活動への参加などの取り組みが提示されているか。	適	適	適
	(9) 従事者の雇用・労働条件	施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれているか。 雇用・労働条件は適切か。	適	適	適
	(10) 個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	個人情報保護のマニュアル等が整備されているか。	適	適	適
総合評価			適	適	適

指定管理者申請者事業計画書概要一覧

施設名	新潟市下山コミュニティハウス	新潟市石山南まちづくりセンター
団体名	下山地区コミュニティ協議会	石山南まちづくりセンター管理運営委員会
1. 団体について	<p>設立：H18. 7. 16</p> <p>組織体制：役員 25 名（会長以下 19 名、監事 3 名、顧問 3 名）</p> <p>下山小学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成。</p> <p>下山コミュニティハウスの利用者が施設を平等に利用できるようにし、施設の有効利用と経費節減を図り、事業計画に沿って適正に管理することを基本方針とする。</p>	<p>設立：H25. 9. 24</p> <p>組織体制：役員 10 名（会長以下 8 名、監事 2 名）</p> <p>南中野山小学校区コミュニティ協議会、江南小学校区コミュニティ協議会から選出された代表者により構成。</p> <p>石山南まちづくりセンターの利用者が施設を平等に利用できるようにし、施設の有効利用と経費節減を図り、事業計画に沿って適正に管理することを基本方針とする。</p>
2. 施設の管理方法	<p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の徴収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p>	<p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の徴収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p>
3. 自主事業提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなの茶の間・下山 ・チャリティ茶会 ・クリスマスコンサート・料理教室・陶芸教室 ・郷土史講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ウォーキング「石山健康あるこう会」 ・「石山南カーリンクラブ」 ・「石山健幸麻雀教室」 ・「石山健幸教室」
4. サービス向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コミ協広報紙で施設の活動を紹介し、積極的に広報活動に取り組む ・年 12 回の定例会を実施して、施設管理におけるスキルアップを目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 4 回役員会議を実施して、役員間での情報共有及び施設の管理運営におけるサービス向上を目指す ・年 1 回広報紙を発行
5. 要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置 ・利用者アンケートを適宜実施 ・利用者懇談会を年 1 回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置 ・利用者アンケートを随時実施 ・利用者懇談会を年 1 回実施
6. 予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える
7. 安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアル作成 ・年 2 回避難訓練等実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアル作成 ・年 2 回避難訓練等実施
8. 地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・下山ふれあい祭りの開催 ・交通安全フェア、ボランティア交流会の開催 ・避難所初期立ち上げ運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・江南小学校区コミュニティ協議会「世代間交流会」に協賛 ・南中野山小学校区コミュニティ協議会「世代交流事業」に協賛 ・園芸センター記念公園愛護会の活動に施設の利用で協力
9. 従事者の雇用・労働条件	<p>管理人 3 名雇用（常時 1 名勤務）</p> <p>①午前 8 時 30 分から午後 1 時 30 分</p> <p>②午後 12 時から午後 5 時</p> <p>③午後 4 時 30 分から午後 9 時 30 分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週 1 日以上の日を与える ・賃金：1 か月あたり 110,800 円 ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入 	<p>管理人 3 名雇用（常時 1 名勤務）</p> <p>①午前 8 時 30 分から午後 3 時</p> <p>②午後 2 時 30 分から午後 9 時 30 分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週 1 日以上の日を与える ・賃金：1 時間あたり 900 円（時給制） ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入
10. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 12 回の定例会の中で内部研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年 1 回内部研修を実施

施設名	新潟市大形まちづくりセンター
団体名	大形地区コミュニティ協議会
1. 団体について	<p>設立：H18.7.1</p> <p>組織体制：役員9名（会長以下7名、監事2名） 事務員1名</p> <p>大形小学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成。</p> <p>大形まちづくりセンターの利用者が施設を平等に利用できるようにし、施設の有効利用と経費節減を図り、事業計画に沿って適正に管理することを基本方針とする。</p>
2. 施設の管理方法	<p>運営に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①利用受付 ②利用料金の徴収、還付 ③来館者の確認、記録 ④日報の作成 ⑤トラブル対応 ⑥個人情報の保護、守秘義務の徹底 ⑦適正利用の指導 ⑧条例で定める規定による退去命令</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①予算執行状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>②利用の許可及び利用状況を取りまとめ、区へ報告。</p> <p>3. 年間業務</p> <p>①収支決算書・事業報告書を作成し指定管理料の精算を行う。</p> <p>②職員研修を行い接遇マナーの向上に努める。</p> <p>③管理運営会議を開催し、管理運営体制の構築を図る。</p> <p>④問題が生じた場合問題の早期解決に努める。</p> <p>⑤休館日又は開館時間を変更する場合市長の承認を受ける。</p> <p>⑥利用料金に関することは市長の承認を受ける。</p> <p>⑦施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。</p> <p>維持管理に関する業務</p> <p>1. 日常業務</p> <p>①施設及び設備等の維持管理 ②開錠、施錠等の管理 ③建物、設備、物品等の管理 ④整理整頓、清掃、安全点検</p> <p>2. 月間業務</p> <p>①定期的に屋内外の安全点検を実施し不備等がある場合は、区へ報告を行う。</p>
3. 自主事業提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・護身術講習会 ・懇談会 ・各種イベント受付（おはよう朝ごはん料理教室、ウォークラリー、親子料理教室、婦人防火部研修会）
4. サービス向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大と情報発信を図るためコミ協広報紙での施設の活動の紹介 ・年4回内部研修を実施 ・年4回管理運営に関する会議を実施
5. 要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置 ・利用者アンケートを年2回実施 ・利用者懇談会を年2回実施
6. 予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の温度管理 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える
7. 安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアル作成 ・年2回避難訓練等実施
8. 地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会主催のイベント関連の受付業務 ・「ふれあいの集い」開催への協力（会場提供）
9. 従事者の雇用・労働条件	<p>管理人3名雇用（常時1名勤務）</p> <p>①午前8時30分から午後3時15分</p> <p>②午後2時45分から午後9時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日：毎週1日以上の日を与える ・賃金：1時間あたり1,050円（時給制） ・時間外勤務手当：時間外勤務発生時に関係法令に基づき支払い ・年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える ・労働保険への加入
10. 個人情報保護の取り組み、関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・年4回内部研修を実施

指定管理者収支計画書一覧

収入

(単位：円)

項目	下山コミュニティハウス	石山南まちづくりセンター	大形まちづくりセンター
	下山地区 コミュニティ協議会	石山南 まちづくりセンター 管理運営委員会	大形地区 コミュニティ協議会
新潟市からの指定管理料	5,870,620	6,772,609	4,387,000
利用料金	1,822,000	1,950,000	650,000
その他	1,273,000	1,835,301	693,238
(その他の内繰越金)	(606千円)	(1,093千円)	(543千円)
収入合計	8,965,620	10,557,910	5,730,238

支出

項目	下山コミュニティハウス	石山南まちづくりセンター	大形まちづくりセンター
	下山地区 コミュニティ協議会	石山南 まちづくりセンター 管理運営委員会	大形地区 コミュニティ協議会
人件費	4,797,000	4,617,000	4,397,000
管理費	1,903,620	2,815,609	250,000
事務費	1,051,000	1,466,000	445,000
事業費	560,000	360,000	570,000
その他	654,000	1,299,301	68,238
備考	光熱水費及び外部委託料の一部については、スポーツセンターの指定管理者が一括で契約し支払うため、コミュニティハウスの指定管理者の支払はなし。		光熱水費、外部委託料は連絡所と一括で契約し支払うため、指定管理者としての支払はなし。
支出合計	8,965,620	10,557,910	5,730,238